

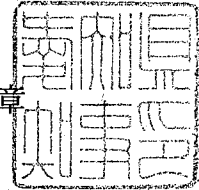
30 水大 第 670 号

平成 30 年 11 月 12 日

愛知県環境審議会

会長 青木 清 様

愛知県知事 大村 秀章



生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しについて（諮問）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

境川等水域の河川における水質環境基準の水域類型の見直し

担 当 環境部水大気環境課

調整・計画グループ

電 話 052-954-6221（ダイヤルイン）

説明

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する水質環境基準については、環境基本法（平成5年法律第91号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）により、水域の利用目的に応じて水域類型が定められます。

水域類型を当てはめる水域の指定に関する事務は、法第16条第2項第2号ロの規定に基づき、都道府県知事が行うこととされています（法第16条第2項第1号により政府が指定を行う水域を除く。）。

また、この水域類型の指定は、環境庁告示において、水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴い適宜改訂することとされております。

水質環境基準の水域類型が定められている本県河川のうち、境川等水域の境川上流、境川下流、逢妻川上流、逢妻川下流、猿渡川、稗田川、高浜川、新川、長田川、半場川、朝鮮川及び阿久比川については、近年の水質調査において、水質の改善等状況の変化が認められることから、生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しについて、貴審議会の意見を求めるものです。